

著作権譲渡契約書

〇〇〇〇〇（以下「譲渡人」という。）と一般社団法人読谷村観光協会 会長 比嘉兼作（以下「譲受人」という。）は、著作権等の譲渡に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、譲渡人が保有する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）を譲受人に譲渡することに関して、必要な契約事項を定めることを目的とする。

第2条（本件著作物）

本件著作物は、座喜味城跡「御城印」制作事業の筆耕とする。

第3条（保証）

譲渡人は、本件著作物について、譲受人および譲受人が指定する第三者に対して著作人格権を行使しないことを約す。

2 譲渡人は、本件著作物が第三者の知的財産権を侵害していない事を譲受人に保証する。

第4条（損害賠償）

譲渡人および譲受人は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

第6条（権利義務譲渡の禁止）

譲渡人および譲受人は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い譲渡人および譲受人が協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、譲渡人、譲受人記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

【譲渡人】

【譲受人】 沖縄県中頭郡読谷村字喜名2346番地11

読谷村地域振興センター1階

一般社団法人 読谷村観光協会

会 長 比 嘉 兼 作